令和５年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	180	医療介護分野におけるデータ分析による医療介護施策の推進（国保）	保健部国民健康保険課	医療保険や介護保険等の需要が増え続ける現状を受け、限られた資源を望ましいところに投入し、医療保険や介護保険制度の持続可能性を確保し、エビデンスに基づく合理的な施策の企画・立案を推進する。	医療レセプト、介護レセプト及び健康診断などのデータを集約・整理し検証を行い、医療介護施策の立案や疾病の重症化予防などを行う。	担当各課で保有する医療と介護分野におけるデータの集約・整理に実行することができた。 令和５年１０月３１日から１１月２日に開催された第８２回日本公衆衛生学会総会において、市での取り組みについて、発表を行った。
2	307	特別会計繰出金事務	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定した運営を図る。	一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う。	一般会計からの繰出金を適正に積算し、国民健康保険事業を安定的に運営することができた。
3	309	国保資格の得喪	保健部国民健康保険課	国民健康保険法に基づき、資格の適用及び証の交付を行い、被保険者の経済的負担を軽減する。	法令に基づき、国民健康保険の資格取得、資格喪失等事務及び被保険者証の交付事務を行う。 限度額認定証、特定疾病療養受給者証の交付申請があった者について、審査をしたうえで各種証書を交付する。	被保険者が届出の必要性を理解するよう周知に努めるとともに、届出しやすい環境を整えることで適正に資格適用事務を行えるようになった。
4	310	高額療養費と出産育児一時金の貸付	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	被保険者から申請時に提出された医療費証明に基づき、貸付額の算出及び審査を行う。貸付額決定後、その貸付額を医療機関へ振り込み、後日高額療養費（出産育児一時金）の支給金額を返還に充当する。	高額療養費貸付申請に対して速やかに支給することができた。 一時金貸付の申請は、無かった。
5	311	レセプト点検整理事務	保健部国民健康保険課	適正な医療費の給付を行う。	会計年度任用職員（レセプト点検員）による診療内容点検により、請求内容に疑義があるものについて茨城県国民健康保険団体連合会へ再審査請求を行う。 資格点検により国保資格喪失後受診のレセプトを抽出医療機関に返戻して過誤調整を行う。拒否されたものは、保険者又は、被保険者へ返納請求を行う。	マイナンバーカードの保険証利用登録者数は、全被保険者４０，８０８名のうち２２，６４２名（令和６年３月時点） であり、利用登録率が５５．４％となった。 レセプトの資格点検・内容点検を行うことで、医療費の適正化を推進した。
6	312	国民健康保険税徴収事業	保健部国民健康保険課	安定した国民健康保険事業を運営する。	国民健康保険税の収納管理及び過誤納金の還付処理を実施する。住民税の賦課期日以降の転入者が国民健康保険に加入した場合などは、所得が不明なため前住所地の自治体に所得照会を行う。	国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集や被保険者への国保税還付を適正に実施することができた。
7	313	国民健康保険税賦課徴収事業	保健部国民健康保険課	国民健康保険税の賦課徴収事務を円滑に執行し、収納率向上を図ることで国保財政の安定化を目指す。	条例に基づき、国民健康保険加入世帯に対し適正に国民健康保険税を賦課し、納付書を発送する。 収納率向上対策として制度改正のお知らせや口座振替促進用パンフレット等を作成し配布する。	国民健康保険税の賦課に必要な課税資料の収集を行い適正な課税を実施できた。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	314	国保運営協議会運営	保健部国民健康保険課	国保事業の運営に関する重要事項を審議する。	国民健康保険運営協議会は市長の附属機関であり、委員は、被保険者代表４名、医師・薬剤師代表４名、公益代表４名、被用者保険代表２名の合計１４名で構成されている。国保事業の運営に関する重要事項について審議する。市長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関し答申する。	運営協議会は、被保険者、医師、薬剤師、議員、有識者、被用者で構成されており、様々な立場から多面的な視点で意見を聴取することができた。
9	315	一般被保険者療養給付費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担の軽減を図る。	一般被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。 国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。	手続きが遅滞なく実施された。
10	316	退職被保険者等療養給付費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者に係る医科、歯科、調剤などの医療費を被保険者の負担割合に応じて保険者が負担する。 国民健康保険の広域化に伴い、茨城県が審査支払機関へ診療報酬の直接支払いを行うため、市町村においては国保連の診療報酬支払額と県から歳入で受ける保険給付費等交付金の振替業務となる。	該当となる保険診療がなかった。
11	317	一般被保険者療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担の軽減を図る。	一般被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を柔道整復師会や被保険者へ支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
12	318	退職被保険者等療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者に係る柔道整復、鍼灸、補装具などの療養費相当額を柔道整復師会や被保険者へ支給する。	該当する療養費の請求がなかった。
13	319	一般被保険者高額療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	一般被保険者が支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
14	320	退職被保険者等高額療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	退職被保険者が支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。	該当する保険診療はなかった。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	321	一般被保険者高額介護合算療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担の軽減を図る。	医療費が高額になった一般被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。	手続きが遅滞なく実施された。
16	322	退職被保険者等高額介護合算療養費	保健部国民健康保険課	被保険者の経済的負担を軽減する。	医療費が高額になった退職被保険者の世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を適用後に合算して年額の限度額を超えた際、超えた分を国民健康保険・介護保険で按分して高額介護合算療養費として支給する。	該当する支給申請はなかった。
17	323	保健事業	保健部国民健康保険課	被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化を推進する。	健康増進課と連携して行う保健事業の推進　※頻回受診・重複受診者訪問指導の実施、各種出前健康教室や料理講習会等を年間を通して開催する。 医療費通知の送付（年２回） ジェネリック医薬品希望カード、シール配布（年４回） 人間ドック助成（３０～３９歳）　等	企画教室・企業連携教室の利用者増を図るため、チラシを作成して教室参加者へ配布することができた。
18	324	特定保健指導事業	保健部国民健康保険課	特定健康診査を受診した者のうち、生活習慣病リスクの高い方へ保健指導を実施する。	特定保健指導 直営分での実施（保健センターにおいて保健師・管理栄養士が直接指導） 外部委託での実施（筑波メディカルセンター病院ほか９医療機関での指導、茨城県栄養士会の管理栄養士による指導、委託業者によるオンラインでの指導）	集団健診において、昨年度の動機付け支援に続いて、積極的支援においても初回面接分割実施を開始したことで、実施率が向上した。
19	325	特定健診事業	保健部国民健康保険課	市民の健康の保持増進を図る。	４０歳以上７４歳までの国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施 特定健康診査の受診方法は、３種類（保健センター等で行う集団健診、協力医療機関で行う個別医療健診、協力医療機関で行うドック健診） 集団健診と個別医療機関健診は、無料健診を実施 ドック健診を受診する方には、助成金（人間ドック１７，５００円、脳ドック２５，０００円）の交付	・春、秋の集団健診の周知及び受診勧奨のため未受診者全員に送付。 ・医療機関での健診受診を促すため、４０～５０歳代を中心にナッジ理論を活用した受診勧奨通知を送付。 ・６５～７４歳の未受診者へ電話による受診勧奨を実施。 ・年間を通して、人間ドックの受診助成を実施。
20	326	国民健康保険支払準備基金積立金	保健部国民健康保険課	国保財政基盤の安定を図る。	余剰金や積立基金利子を基金へ積み立てる。	手続きが遅滞なく実施された。
21	327	一般被保険者医療給付費分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者医療給付費分について、分割により８月～４月の９回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
22	328	退職被保険者等医療給付費分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により８月～４月の９回で支払う。	当該納付金の請求はなかった。
23	329	一般被保険者後期高齢者支援金等分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分について、分割により８月～４月の９回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。
24	330	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、退職被保険者医療給付費分について、分割により８月～４月の９回で支払う。	当該納付金の請求はなかった。
25	331	介護納付金	保健部国民健康保険課	国民健康保険事業の安定を図る。	県から通知される国保事業費納付金のうち、介護納付金分について、分割により８月～４月の９回で支払う。	手続きが遅滞なく実施された。
26	332	後期高齢者医療事務	保健部医療年金課	後期高齢者の健康保持と適切な医療の確保。	後期高齢者医療被保険者に対する人間ドックや健康診査の受診提供。 医療費給付等を行うために茨城県後期高齢者医療広域連合へ負担金を納付。	後期高齢者の健康診査として、市で集団健診を開催したほか、医療機関健診、人間ドック・脳ドック受診者に対する助成を行った。
27	333	医療福祉費支給事業	保健部医療年金課	対象者の健康保持・増進を図るとともに生活の安定と福祉の向上に寄与する。	対象者からの申請に基づき受給者証を交付し、保険適用となる医療費の一部を助成する。 ※主体となる県制度に市の単独事業を上乗せして実施	県の制度拡充に合わせて市の条例改正等を行い、令和６年４月１日から重度心身障害者等医療福祉制度の対象者の拡大を行った。 拡大対象者は精神障害者保健福祉手帳２級などを含む手帳の重複所持者。
28	334	国民年金事務	保健部医療年金課	国民年金制度への信頼確保及び理解と関心を高め、社会保障制度の適正運用を図る。	法令の規定に基づく法定受託事務と国との協力・連携事務である国民年金適用関係届出、給付関係届出、国民年金保険料免除申請、国民年金保険料学生納付特例申請の相談、受付業務や広報等を行う。	国民年金に関する届出書（提出の指定のあるもの・補正の必要なものを除いて）の受理日から１４日以内に日本年金機構へ進達ができた。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
29	335	後期高齢者医療事務	保健部医療年金課	後期高齢者に適切な医療を確保し、健康の増進を図る。	被保険者からの各種申請書の受付、被保険者証等の交付及び納入通知書発行等による収納事務の執行。	後期高齢者医療保険料徴収員による電話及び戸別訪問等により催告を行うことで収納率の向上を図り、現年度普通徴収収納率では令和３年度が県内１７位、令和４年度が県内５位、令和５年度は暫定１位（２月速報値（令和６年２月１６日抽出分））となった。
30	336	後期高齢者医療広域連合納付金事務	保健部医療年金課	後期高齢者医療制度の適正な運営に寄与する。	被保険者が納付した後期高齢者医療保険料及び低所得者に係る保険基盤安定負担金（軽減相当額）を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納入する。	保険料負担金について、市と広域連合のデータを突合のうえ整合性を確認し報告、報告後に月々の負担金として納入した。
31	337	保険料返還事務	保健部医療年金課	適正な保険料を確保する。	後期高齢者医療被保険者の資格異動（死亡等）や二重納付により保険料、延滞金又は督促手数料に過誤納金が生じた際に、被保険者又は相続権者にその過誤納金を返還する。	保険料の過誤納金を還付した。 資格異動や二重納付による過誤納金について、速やかに還付手続きを実施し、適正な保険料の個人負担を図ることができた。
32	338	介護保険低所得者負担対策事業	保健部介護保険課	低所得者が継続して介護サービスを利用することが可能になるように継続的に利用者負担の助成を行い、負担を軽減する。	低所得者で特に生活が困難である方が、社会福祉法人等が実施する介護保険サービスを利用した場合、利用負担が軽減される。軽減された利用料は社会福祉法人の負担となるため、一定額を超えた場合補助金を交付する。	低所得者で特に生活が困難である方、社会福祉法人のサービスを利用する方の利用料を軽減することができた。
33	339	介護保険事務	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	介護保険事務事業を円滑に行う経費及び国・県・支払基金・一般会計繰出金等の運営予算の執行 ３年ごとの介護保険事業計画の策定や事業所を紹介するサービスマップの作成	・市内の介護事業の一覧を掲載した冊子（つくば市在宅医療と介護のサービスマップ）を作成し、窓口等での配布を行った。 ・介護保険事業を円滑に行うための事務を実施し、高齢者の暮らしを支えることができた。
34	340	被保険者資格管理事業	保健部介護保険課	介護保険法に基づく資格の管理及び、介護保険被保険者証の交付を行う。	住基異動による転入者の確認と新規６５歳到達者の資格管理を行い、資格取得者に対して介護保険被保険者証を送付する。 住所地特例施設への入退所者を把握し、市町村間の資格管理業務を行う。	資格取得・喪失者、住所地特例制度該当者の資格管理を適正に実施することができた。
35	341	介護保険料賦課徴収事業	保健部介護保険課	介護保険制度を安定的に運営する。	第１号被保険者の所得等を把握し、保険料を賦課する。 保険料の収納方法（特別徴収・普通徴収）を管理する。 普通徴収者が納付方法を選択できるよう納付手段の多様化を推進する。 未納者に対する滞納整理事務を行う。	納付方法の多様化整備により、口座振替申込件数の増や保険料の収納率向上に繋がった。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
36	342	介護認定審査会事業	保健部介護保険課	介護の必要な方が円滑に介護サービスを利用できるように審査会の運営を行う。	申請受付事務や医師意見書等の必要書類の入手を行い、介護認定区分を判定する審査会の運営全般を行う。審査会委員（合議体８、委員定数５名、委員数４０名）の資質の向上のため必要な研修を行う。	介護認定審査会委員の平準化研修を対面で行うことにより、事務局員及び各審査会委員で認定審査の流れを再確認することができ、介護認定の適正化・平準化を進めることができた。
37	343	介護認定調査事業	保健部介護保険課	介護の必要な方の円滑な介護サービス利用を促進する。	介護認定調査員（会計年度任用職員）の雇用、指定居宅介護支援事業所への委託により、認定調査を実施する。	認定調査員にｅラーニング及び県主催研修を通じた他市調査員との意見交換の場を積極的に活用することで、認定調査の質の向上を図ることができた。
38	344	居宅介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者がケアプランに基づき訪問介護や通所介護等の居宅サービスを利用した場合に、給付費を支給する。	・要介護認定者が居宅での生活を継続するためのサービスとして、訪問介護や通所介護、通所リハビリテーションなどのサービスを提供した。 ・ケアプラン点検等で、サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を実施した。
39	345	施設介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設を利用した場合に、給付費を支給する。	・要介護認定者が、介護老人福祉施設などの介護保険施設に入所し、施設で生活しながら介護を受けられるようサービスを提供した。 ・サービス提供事業所への介護報酬請求事務に係る助言指導を、年間を通して実施した。
40	346	居宅介護福祉用具購入事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の７割から９割を支給する。	・申請受付から償還払いまでの事務を速やかに実施することで、福祉用具が必要な要介護認定者の日常生活がより快適に送れるよう支援することができた。 ・電子申請の開始のほか、公金受取口座への対応も行った。
41	347	居宅介護住宅改修事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の７割から９割を支給する。	・居宅で安心して生活を継続できるよう、要介護認定者を支援し生活環境を整えることができた。 ・電子申請の開始のほか、給付金の受け取りのため公金受取口座を利用できるようにした。
42	348	地域密着型介護サービス給付事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が必要に応じて地域密着型サービスを利用した場合に、給付費を支給する。	要介護認定者が、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護サービスを受けて、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう支援することができた。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
43	349	高額介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。	・国保連合会提供データからの申請勧奨及び申請受付から償還払いまでの事務を速やかに行った。 ・利用者負担が高額になった方に、適切な申請勧奨を行い、サービス利用者に費用の一部を助成することで負担を軽減することができた。
44	350	高額医療合算介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要介護認定者が年間（８月から７月）に負担した医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が上限額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。	対象者からの申請に対して実績等を確認しサービス費の支給を行い、利用者の負担軽減を図った。
45	351	特定入所者介護サービス事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	申請により所得に応じて負担限度額を決定する。 低所得者の負担する食費・居住費がこの負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。	更新手続きを円滑に進めることで、低所得者の要介護者が介護保険施設等に入所したときやショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。
46	352	介護予防福祉用具購入事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要支援認定者が必要に応じて福祉用具を購入し、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の７割から９割を支給する。	・申請受付から償還払いまでの事務を速やかに実施することで、福祉用具が必要な要介護認定者の日常生活がより快適に送れるよう支援することができた。 ・電子申請の開始のほか、公金受取口座への対応も行った。
47	353	介護予防住宅改修事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	要支援認定者が必要に応じて手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行い、領収書等を添えて申請した場合に、自己負担割合に応じて対象費用の７割から９割を支給する。	・居宅で安心して生活を継続できるよう、要介護認定者を支援し生活環境を整えることができた。 ・電子申請の開始のほか、給付金の受け取りのため公金受取口座を利用できるようにした。
48	354	介護給付費適正化事業	保健部介護保険課	高齢化が進展していくなかで、高齢者の暮らしを支えていく介護保険事業を円滑に行う。	介護保険サービス利用者に対して給付費通知を発送することで、介護給付等に要する費用への理解を求め、併せて実際に利用者が受けたサービス内容と合致しているか等の確認をしてもらう。 居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、プランを作成した介護支援専門員との面談による内容点検を行い、自立支援に資するプランとなっているかの確認を行う。	・ケアプラン点検実施後に、質問があった事項等の情報共有を行い、点検についての見直しを実施した。 ・介護給付費通知を年２回送付し、介護保険給付に要する費用への理解と実際に利用者が受けたサービスの確認を行った。
49	355	介護予防・生活支援サービス事業	保健部介護保険課	要支援認定者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	要支援認定者等に対して、ケアマネジメントに基づき訪問型サービス及び通所型サービスを提供し、要介護状態になることの予防または軽減若しくは悪化の防止を図る。	・パンフレット作成やホームページ掲載により、制度の周知を実施した。 ・要支援認定者が要介護状態となることの予防または軽減、もしくは悪化の防止を図るためのサービスを提供し、高齢者の暮らしを支えることができた。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
50	372	献血推進事務	保健部健康増進課	県内外の医療機関が必要とする輸血用血液製剤を円滑・安定的に供給できるようにする。	安全な血液製剤の安定供給の確保のために、①移動献血バスの配車計画作成、②協力企業・学校等への協力依頼訪問、③献血実施の広報（ポスター掲示、Ｘ（旧ツイッター）、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、つくばスマートシティアプリ「つくスマ」での配信）、④献血協力者への粗品提供、⑤骨髄バンクドナー登録への支援、⑥骨髄提供者への助成等を行う。	新型コロナウイルス感染症が５類になり、前年度より献血者が増えた。新規で協力を得られた団体数が３件増えて、輸血血液の供給量が向上した。
51	373	休日緊急診療委託事業	保健部健康増進課	日曜、祝日、年末年始における緊急時の医療受診体制の確保	日曜、祝日、年末年始の診療を行うため、つくば市医師会へ業務委託する。 年末年始の診療体制等を確保するため、つくば市歯科医師会及びつくば薬剤師会へ業務委託する。 日曜・祝日・夜間に重症患者の救急治療・診療体制を確保するため、二次救急医療機関（５医療機関）に輪番制による業務委託を行う。	医師会と連携し、今年度は新規で３か所の医療機関の協力を得られ、６４か所の医療機関の協力で５，８７５人（１月分まで）の患者に対応した。
52	374	新型インフルエンザ等対策事業	保健部健康増進課	新型インフルエンザ等感染症の発生や感染拡大、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活や市民経済に及ぼす影響が最小となるように努める。	職員向けに講習会を開催し、新型インフルエンザ等感染症の基本的な知識と技術を高める。 感染症に関する情報を市ホームページ、広報に随時掲載する。 備蓄品（医療物資）の管理を行い、必要に応じて医療機関等へ備蓄品を配付する。 つくば市業務継続計画等の計画見直しを関係課と協働して行う。 市民に対し感染症に関する情報提供、感染症予防の普及・啓発を実施する。	職員向け講習会を開催し、防護服の着脱や感染症の基本的な知識を深めた。 感染症の情報を市ＨＰや広報等に掲載し、感染症予防の普及・啓発し、市民の感染予防につながった。 備蓄品（医療物資）の管理を行い、社会福祉施設等へ備蓄品を配布し、施設の感染防止につなげた。 つくば市業務継続計画を関係課と見直し、円滑な業務を遂行できるようにした。
53	375	健康増進計画事業（健康つくば２１策定・推進事業）	保健部健康増進課	健康寿命の延伸及び生活の質の向上、社会環境の質の向上	健康増進法に基づき、市民に対して、第４期つくば市健康増進計画の推進と計画内容の啓発を行う。 ７つの施策として①生活習慣病の発症と重症化予防、②栄養・食生活、③生活活動と運動、④休養・こころの健康、⑤喫煙・飲酒、⑥歯と口腔の健康、⑦健康づくり・健康管理の支援を実施する。年度ごとに進捗管理を行う。	・第４期健康増進計画の重点施策である、働き世代の健康づくりやこころの健康維持を重点とした取組を実施できた。つくばフェスティバルにおいて、つくば市健康増進計画の啓発活動を行った。秋の集団健診受診者のうち２，８００人に計画の概要版を配布した。計画の施策にある「乳がん検診、骨粗しょう検診、歯周病、禁煙」に関する啓発を１７９，６８８人に実施し、市民への健康づくりの普及が進んだ。
54	376	放射線検査費用助成事業	保健部健康増進課	子どもたちや妊婦の健康不安の軽減を図る。	平成４年３月１２日以降に生まれた者（東日本大震災当日１８歳以下の者）で検査受診日につくば市に住民登録のある者、または検査受診日につくば市に住民登録のある妊婦に対して、甲状腺エコー検査またはホールボディカウンター検査（助成額　各検査上限３，０００円）の助成を行う。助成回数は助成対象期間内においていずれかの検査１回となる。	健康影響に対する不安の軽減ができた。
55	377	健康づくり推進協議会関係	保健部健康増進課	市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進する。	市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進するために本協議会を設置する。協議会では、次に掲げる事項について協議する。 ①健康増進計画の策定、進行管理及び評価に関すること。②食育推進、歯科保健、自殺対策の推進に関すること。③健康づくりのための事業に関すること。④その他健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。	第４期健康増進計画の具体的な施策等について委員から意見や助言を得ることができた。市民アンケートや活動計画及び前年度の活動実績内容を委員会で協議し、第４期つくば市健康増進計画の中間評価を行い、計画の第４期後半の事業運営を見直した。
56	379	健康情報管理システム事業	保健部健康増進課	市民の健康情報を集積し分析を行い、実情に即した効果的な事業を実施するとともに、健康増進課、保健センター（桜・谷田部・大穂）、いきいきプラザ間の健康情報の共有化を図る。	市民の成人健診（検診）データ・母子保健データ・予防接種データ等をシステム内に入力をし、データの維持管理を行う。 蓄積された健康管理情報を集積し分析を行う。 各健診（検診）事業の受診者・未受診者の把握を行い、検診（健診）の受診勧奨や予防接種の接種勧奨を行う。	各担当者の意見をもとに、事業内容に合わせた次年度の改修項目を決定し、次年度改修完了後の業務効率化を図った。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
57	382	予防接種要注意者紹介制度事業	保健部健康増進課	疾病等の理由で、予防接種を受けるにあたり注意を要すると判断された児に対して、専門的な医療機関に紹介することで、より安全な予防接種の実施を図る。	保護者の申請に基づき、茨城県が定めた予防接種要注意者紹介制度実施要領により指定されている専門的な医療機関に対し、予防接種依頼書を交付する。	書類不備をなくし、申請から依頼書交付まで滞りなく進められたことにより、予防接種要注意者が、適切な時期に、専門的な医療機関において安全に予防接種を受けることができた。
58	383	母子健康診査事業	保健部健康増進課	疾病や心身の異常の早期発見及び育児支援	妊婦の健康管理及び疾病の早期発見、早期治療ができるように、妊婦健診受診券を交付する。 産後うつの早期発見など産後の初期の段階における母子支援を強化するため、産婦健診受診券を交付する。児の聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査の受診券を交付し、公費助成を行う。 乳児の健康管理の向上を図るとともに、育児不安の軽減のために乳児健診受診券を交付する。 対象者に個別通知を行い、集団での１歳６か月及び３歳健診、医療機関での１歳６か月及び３歳歯科検診を実施する。	多胎妊娠の妊婦支援として、「多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業」を開始した。また、３歳健康診査では、屈折検査機器を導入し、目の異常を早期発見し、適切な治療に繋げることができた。３歳歯科検診を個別検診に移行し、より良い環境での受診に繋がった。
59	388	不妊治療費助成事業	保健部健康増進課	不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じた適切な治療を開始することを促進し、少子化の進展を防止する。	<不妊検査及び一般不妊治療費の助成>自己負担額の１／２以内の額で上限３万円。 夫婦１組につき１回の助成。令和４年４月１日からの不妊治療費の一部保険適用により、助成対象となる費用は、令和４年３月３１日までに行った検査および治療に対する助成。期限は治療開始から１年３か月以内の申請 <特定不妊治療費の助成>１回の助成は上限５万円。不妊治療費の一部保険適用により、助成対象となる費用は、体外受精及び顕微授精の治療終了が令和５年３月３１日までの保険適用外分（県が交付決定したもの）の１回限りの助成。令和５年度は、令和５年３月３１日までの経過措置分を助成し事業は終了とする。	不妊検査費及び一般不妊治療費助成事業、特定不妊治療費助成事業とともに、経過措置として申請するものに対し、経済的負担軽減を図れた。
60	389	養育医療給付事業	保健部健康増進課	未熟児に対して、生後速やかに必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。	未熟児に対して出生後速やかに適切な処置を講ずる必要があることから、指定養育医療機関において、必要な医療の給付を受けることができるように、養育医療申請に対し速やかに審査等を行い給付の決定をし医療券を交付する。	養育医療券を交付することで、保護者の経済的負担を軽くし、児に対して必要な医療を提供することができた。
61	390	健（検）診事業	保健部健康増進課	市民が生涯にわたり健康な生活をおくることができるように、病気の早期発見・早期治療体制の充実を図る。	・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診、基本健診、成人歯科検診の実施 ・受診方法：集団及び個別（医療機関）健診の２種類 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 健康増進事業、茨城県がん予防・検診促進事業	がん検診受診勧奨では、特に大腸がん検診についてチラシの作成や個別通知で啓発をし、前年度より受診者数が増加した。がん講演会時に、がん検診のポスターの掲示を行い市民に周知を行った。 職域連携として、協会けんぽ健診時に肺がん検診を同時実施し、受診率の向上につながった。
62	392	生活習慣病予防教育事業	保健部健康増進課	健康管理に関する自己管理能力を支援し、生活習慣病の予防及び生活習慣病患者の増加を防ぐ。	健康アップ講演会：健康に関する講演会を開催する。 出前健康講座：交流センター・地区の集会所等希望する場所に出向き、健康講話・健康相談・栄養相談を実施する。 普及啓発活動：乳幼児健診及び大人の集団健診会場において、乳がん・骨粗鬆症・禁煙・歯周病予防のチラシの配布やミニ講話を実施する。 各種検診・予防接種予定表「ライフプランすこやか」を発行し、配布する。 禁煙外来治療を終了した者に対し、助成金を交付する。	普及啓発事業では、健診等の個人通知へのチラシの同封や健診事業で来所した方にチラシを同封するなどして啓発を実施した。集団健診など多くの利用者いる事業では、チラシの配布や資料の展示を実施することで多くの市民に啓発を実施することができた。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
63	393	栄養改善事業	保健部健康増進課	市民が、食に関するさまざまな知識と食を選択する能力を身につけ、生涯にわたって健全な食生活の実現を図る	食生活改善推進員の養成 地区組織活動の推進 食育普及活動	会員研修にロールプレイングを導入したことにより実践的研修を行えた他、経験が浅い会員と経験豊富な会員が情報共有する交流の場となり、食生活改善推進員の活動支援ができた。ドラックストアやスーパーマーケットで食育イベントを開催し、市内各地で食育普及活動を行った。
64	394	生活習慣病予防相談事業	保健部健康増進課	生活習慣の予防と悪化を防ぎ、健康増進を図る。	家庭訪問指導を行う。 基本健診時健康相談、事後指導を行う。 成人健康相談：保健師、栄養士による個別健康相談を行う。 健康手帳の交付を行う。	保健師や栄養士による相談を希望する方を対象とする成人健康相談や家庭訪問、電話による個別の健康相談を実施し、相談者の支援を行った。
65	395	こころの相談事業	保健部健康増進課	市民の精神的健康状態の維持	こころの健康相談事業：精神科医師による面接相談を年１２回実施 保健師等による面接相談・電話相談・家庭訪問を随時実施 自殺予防週間（９月）、自殺防止月間（３月）にあわせて、自殺対策についての普及啓発及びゲートキーパー養成講座、インターネット上でメンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」システムの提供を行う。	市内８年生向けのゲートキーパー養成講座（こころの健康に関する講座）では、４校の申し込みがあり、生徒と併せて教職員が受講した。企業向けの養成講座では、３企業で実施し、集合型や動画配信型、ハイブリットでの講座開催と各企業の要望に合わせた形式で講座を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる人を増やした。自殺対策講演会は動画配信で実施した。
66	396	医療保護入院に関する業務	保健部健康増進課	精神科病院への入院が必要となり、病状的に本人が同意できず、且つ代わりに同意できる家族等がいない場合は、市長が同意者となることで適切な治療が実施できるようにする。	市長同意による医療保護入院の依頼があった際に、市長同意の事務処理を適切に行い、対象者に適切な治療を受けさせる。	精神保健福祉法に規定される精神障害者の人権擁護を考慮しながら、必要な事務処理を速やかに実施する体制を構築できた。 また、市長同意の医療保護入院により、患者にとって必要な医療に繋ぐことができた。
67	397	保健センター施設管理事務	保健部健康増進課	市民が安全に保健センターを利用できるようにする。	保健センターに係る保守点検委託及び保健センター内の修繕及び修繕工事を行う。	施設管理を計画的に行うことで、市民の利用環境の維持、向上を図ることができた。 長寿命化計画を作成し、今後の修繕見通しを立て、長期的な施設維持の取組みに寄与した。
68	398	周産期医療体制の整備事業	保健部健康増進課	だれもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	筑波大学との連携により、つくば市バースセンター及び寄附講座を開設し、市民の出産の場の安定的な確保に努める。また、バースセンター設置の効果等について「つくば市バースセンターに関する懇話会」を設置し、検証を行う。 つくば市産婦人科施設開設支援事業助成金により、市内に病院又は診療所を開設等しようとするものに対し、その経費の一部を支援する。	つくば市バースセンターの施設再整備が工事の遅れにより令和６年度に延びることに伴い、「つくば市バースセンターの施設再整備に関する協定書」の有効期間を変更するため、協定を変更し、予算を次年度に繰越した。
69	399	特定保健指導に関する業務　（事業主管課：国民健康保険課）	保健部健康増進課	糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。	保健師または管理栄養士による健診結果個別相談（初回面接） 支援レター送付（栄養、運動に関する情報提供） 個別支援（電話、面接、手紙） ３か月後評価 令和３年度～積極的支援については外部委託とする	健診当日に対象者に向けて、特定保健指導を実施することで、利用率の向上につながった。また、継続的な保健指導を希望者に対して、引き続き電話フォローを行い、継続支援を実施したことで、実施率の維持につながった。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
70	401	出前健康教室事業	保健部健康増進課	健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やし、介護保険給付費の抑制を図る。	６５歳以上で構成される５名以上の団体に対し、地区の集会所や研修センターに出向き体操や健康講話を実施する。シルバーリハビリ出前体操教室と健康体操教室（６５歳以上）がある。 シルバーリハビリ体操指導士３級養成の他、隔年で運動普及推進員の養成等を行う。 ※令和５年度から予算科目名が、出前教室事業に要する経費から、出前健康教室事業に要する経費に変更になった。	シルバーリハビリ出前体操教室：参加延人数や新規団体が増え、シルバーリハビリ体操指導士３級を１２名養成し、年度後半から地域での出前教室でボランティア活動を開始することで健康寿命を延ばすことに寄与した。 健康体操教室（６５歳以上）：様々な周知活動を行うことで、参加延人数が増加し、元気な高齢者の増加を進めた。
71	402	運動推進事業	保健部健康増進課	疾病予防や運動の習慣づけを目指し、健康寿命を延伸する。健康寿命を延ばし、地域に貢献する元気な高齢者を増やすとともに、世代間交流を通して地域コミュニティの活性化を図る。	・４０～６４歳までの中高年齢者を対象としたアクティブ運動教室を実施する。 ・つくばウォークの日では、市民に限らず、健康づくり・介護予防及び運動習慣の普及として、ウォーキングを推進する。 ・健康体操教室（６５歳未満も含む）では、５名以上の団体に対し地区の集会所や研修センター等に出向き、体操や健康講話を実施する。	アクティブ運動教室及び健康体操教室：ＳＮＳや区会回覧等により新規参加者、団体の申込があり、運動参加者を増やした。健康体操教室の活動団体がない地区においても新規団体の申込があった。つくばウォークの日ではイベントウォーク、地区ウォークを実施し、ウォーキングに興味を持ってもらえるように新しいコースを開拓し、気軽に参加できるように歩行距離の見直し元気な高齢者が増えるよう推進した。
72	403	いきいきプラザ運営管理事業	保健部健康増進課	市民が生涯を通じて健康を維持し、健康で豊かな生活をしていくため、運動を通じて基礎体力の向上を図る。	アリーナ貸出業務（施設使用料徴収事務を含む。）、施設管理業務（維持管理を含む。） 大学や専門学校からの体験実習生の受入等	駐車場における事故の防止に努めたこと、また、玄関ポーチのタイルの張替え及びアリーナ入口蛍光灯のＬＥＤ照明への交換による施設の環境整備により、施設利用者の安全・安心が向上した。 このことにより、施設利用者が増加し、市民の健康維持につながった。
73	404	いきいき・元気はつらつ運動教室	保健部健康増進課	健康意識を高めることで転倒・寝たきり予防、生活機能の維持向上を図る。	介護予防を目的とした対象年齢６５歳以上の運動教室を実施する。いきいき運動教室と元気はつらつ運動教室がある。	Ｘ（旧：ツイッター）や区会回覧などの周知活動を行ったことで新規参加者の申込みがあり、いずれの教室でも参加延人数が増加した。元気はつらつ運動教室は参加実人数も増加し、介護予防に繋がった。 元気はつらつ運動教室の参加者に対してフレイルに関するアンケートを行い、分析結果からオーラルフレイルと転倒予防の講話を行い健康意識を高めることができた。
74	954	定期予防接種事業	保健部健康増進課	予防接種法によって行われるワクチンを接種することで、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	定期の予防接種を行う。対象となる市民に対し、個人通知や市ホームページ等を通して、予防接種に関する知識の普及、接種勧奨を行う。 予防接種後に何らかの健康被害等が生じたときの相談窓口となる。	協力医療機関に対し間違い接種についての情報提供を行い、必要時個別に対応したことで昨年度２６件であった報告数が１７件と減少した。
75	955	任意予防接種事業	保健部健康増進課	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	予防接種法に基づかない任意予防接種（小児インフルエンザ、おたふくかぜ、大人の風しん、免疫消失再接種）を協力医療機関に委託し実施する。	子宮頸がんワクチン任意接種の償還払いは、延べ２８件の申請があり、自費で接種した人に対して支援をした。小児インフルエンザの償還払い申請に電子申請を導入し、申請者の利便性と担当者の事務負担軽減を図った。 骨髄移植後の再接種についての問い合わせが増え、該当児の申請があった。
76	1002	在宅血液透析患者助成金支給事業	保健部健康増進課	在宅血液透析患者の経済負担を図り、在宅福祉の増進に資する。	在宅で血液透析を一月につきおおむね１０回以上行った場合に、その月の電気料及び水道料金に対して１０，０００円／月を支給する。	在宅血液透析患者に対して助成金を交付し、経済的負担の軽減を図った。 当該年度の最終月の実績報告にあたり、つくば市在宅血液透析患者助成金支給要綱の改正を行い、申請者が簡便に報告できるようにした。

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
77	1035	母子保健指導に関する事業	保健部健康増進課	母親及び保護者、乳児又は幼児の健康の保持増進を図る。	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、母子健康手帳交付を始めとし、各種の健康教室、育児相談、あかちゃん訪問事業等を実施する。また、より支援の必要な方に対し、養育支援訪問等を実施する。	妊娠届出時、妊娠期、出産から子育て期の保護者及び乳幼児に対し、相談事業、教育事業、訪問事業を実施し切れ目のない支援を行った。 出張子育て広場に出向き、計測・育児相談を行い乳幼児期の相談事業の拡大を図り、より多くの母子支援を行った。
78	1093	不育症治療費助成事業	保健部健康増進課	不育症に悩む夫婦の経済負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じた適切な治療を開始することを促進し、少子化の進展を防止する。	申請による助成金の交付。 不育症として、２回以上の流産・死産の既往がある場合を対象とし、保険適用外の検査費および治療費が対象となる。	不育症検査及び不育症治療にに取り組む夫婦の経済的負担を軽減することができた。
79	1130	出産・子育て応援給付金支給に要する経費	保健部健康増進課	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備する。	保健師等による妊産婦面談等を通して必要な支援につなげる伴走型相談支援及び出産・子育てを応援するための経済的支援として「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」をそれぞれ５万円給付する。	出産応援給付金：５，７１７件、子育て応援給付金：４，１８１件の支給を行い、必要な支援等につなげる伴走型相談支援と、出産・子育てを応援するための経済的支援を行った。